

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九の十一 （略）</p> <p>二十 削除</p> <p>二十の二 設備規則第四十九条の七の三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又はデジタル指令局（設備規則第三条第六号に規定するデジタル指令局をいう。別表第二号において同じ。）に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの</p> <p>二十一 六十二 （略）</p> <p>六十三 設備規則第四十九条の二十二の二第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局に使用するための無線設備</p> <p>六十四 設備規則第四十九条の二十二の二第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九の十一 （同上）</p> <p>二十 設備規則第四十九条の七の二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又はデジタル指令局（設備規則第三条第六号に規定するデジタル指令局をいう。次号及び別表第二号において同じ。）に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの</p> <p>二十の二 設備規則第四十九条の七の三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又はデジタル指令局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの</p> <p>二十一 六十二 （同上）</p> <p>2 （略）</p>

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1) (2) (略)
- (3) 特性試験

送	一 装置	ア (略)
周波	二 試験科目	
周波数	三 測定器等	
	四 特定無線設備の種別	(略)
○	備設線無の一十の号九十第項一第条二第	
○	備設線無の二の号十二第項一第条二第	
	四 特定無線設備の種別	(略)
○	備設線無の号二十六第項一第条二第	
○	備設線無の号三十四第項一第条二第	
○	備設線無の号四十四第項一第条二第	

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1) (2) (略)
- (3) 特性試験

送	一 装置	ア (略)
周波	二 試験科目	
周波数	三 測定器等	
	四 特定無線設備の種別	(略)
○	備設線無の一十の号九十第項一第条二第	
○	備設線無の号十一第項一第条二第	
○	備設線無の二の号十二第項一第条二第	
	四 特定無線設備の種別	(略)
○	備設線無の号二十六第項一第条二第	

信 装 置																								
力線空 電中	強 度	射 の	要 発	は 不	射 又	ス 発	リ ア	ス プ	幅 帯	数 波	周 有	占 有	数											
界計電 強、電 度力	分 析 器	ク ト ル	は ス ペ	力 計 又	ア ス 電	ス プ リ	発 振 器	低 周 波	器 ル 分 析	ペ ク ト	又 は ス タ	メ ー ド	バ ン ド	器 号 生	擬 似 信	器 又 は	声 発 生	擬 似 音	析 器	ト ル 分	ス ペ ク	計 又 は		
○								○																
○								○																
○								○																
○								○																
○								○																

信 装 置																							
力線空 電中	強 度	射 の	要 発	は 不	射 又	ス 発	リ ア	ス プ	幅 帯	数 波	周 有	占 有	数										
界計電 強、電 度力	分 析 器	ク ト ル	は ス ペ	力 計 又	ア ス 電	ス プ リ	発 振 器	低 周 波	器 ル 分 析	ペ ク ト	又 は ス タ	メ ー ド	バ ン ド	器 号 生	擬 似 信	器 又 は	声 発 生	擬 似 音	析 器	ト ル 分	ス ペ ク	計 又 は	
○								○															
○								○															
○								○															
○								○															

力波搬 電送	特性 シフエプ スアンレ	度変又偏 調は位 数周又偏	波は移数周 波周又偏	収率 比吸	
析器 トル分 スペク 発振器 低周波	波器 直線検 発振器 低周波	度計 は変調	波器又 直線検 発振器 低周波	装置 率測定 比吸収	器ルペ又測 ル分析クト定 器

力波搬 電送	特性 シフエプ スアンレ	度変又偏 調は位 数周又偏	波は移数周 波周又偏	収率 比吸	
析器 トル分 スペク 発振器 低周波	波器 直線検 発振器 低周波	度計 は変調	波器又 直線検 発振器 低周波	装置 率測定 比吸収	器ルペ又測 ル分析クト定 器

隣接 チャネル 電力測定 電圧測定 漏れ電圧 力電圧 帯電圧	時間 が下 り	信立 び送 間及 り時 上が 立ち 信	送 立ち 信	音 雑	び 直線 検	歪 率 雑	音 計	総 合	性 特	数 計	周 振 器	総 合
		析器 トル 分	トス ルペ クは	プ又 スは コ シ ロ	直線 検	歪率 雑	音計	総合	性特	電力 計	周振 器	総合
	○											
	○											
	○											

隣接 チャネル 電力測定 電圧測定 漏れ電圧 力電圧 帯電圧	時間 が下 り	信立 び送 間及 り時 上が 立ち 信	送 立ち 信	音 雑	び 直線 検	歪 率 雑	音 計	総 合	性 特	数 計	周 振 器	総 合
		析器 トル 分	トス ルペ クは	プ又 スは コ シ ロ	直線 検	歪率 雑	音計	総合	性特	電力 計	周振 器	総合
	○											
	○											
	○											

		置 装 信 受							
感 度	度 の 波 る 発 的 副	速 送				電 力	き い い し 送 波 搬	力 い 漏 域	
器 号 標 準 信 生	析 器 ト ス 器 度 電	プ ス オ 発 低	ス コ シ 振 周	コ ロ 器 波	分 析 器	ク は 信 定 電 発 低	ト ス ペ 又 受 測 振 周	ル ペ 又 受 測 振 周	器 器

		置 装 信 受							
感 度	度 の 波 る 発 的 副	速 送				電 力	き い い し 送 波 搬	力 い 漏 域	
器 号 標 準 信 生	析 器 ト ス 器 度 電	プ ス オ 発 低	ス コ シ 振 周	コ ロ 器 波	分 析 器	ク は 信 定 電 発 低	ト ス ペ 又 受 測 振 周	ル ペ 又 受 測 振 周	器 器

隣接チャック	ス・ポ・ス・ス・ス	標準信号発生器レベル又は雑音計	標準信号発生器周波数	標準信号発生器周波数	標準信号発生器周波数	標準信号発生器周波数	標準信号発生器周波数

隣接チャック	ス・ポ・ス・ス・ス	標準信号発生器レベル又は雑音計	標準信号発生器周波数	標準信号発生器周波数	標準信号発生器周波数	標準信号発生器周波数	標準信号発生器周波数

デ イ	動数周器発局 変波の振部	特性 変相 調互	効果抑感 果圧度	度選ネ 択ル
低 周 波	計周波数	音計歪レ器号標 計率又レベル 雑は	計レ器号標 レベル発生信	プスコオ計レ器号標 シロはレベル 発生信

デ イ	動数周器発局 変波の振部	特性 変相 調互	効果抑感 果圧度	度選ネ 択ル
低 周 波	計周波数	音計歪レ器号標 計率又レベル 雑は	計レ器号標 レベル発生信	プスコオ計レ器号標 シロはレベル 発生信

音 び 歪 総 計 率 及 合 雑 器 号 標 音 率 雑 發 生 準 信	特性	シ ス	フ ア	エ ン
音計	歪率雑	器	号	標準信

注1～21 (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号の二、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無

音 び 歪 総 計 率 及 合 雑 器 号 標 音 率 雑 發 生 準 信	特性	シ ス	フ ア	エ ン
音計	歪率雑	器	号	標準信

注1～21 (同上)

イ (同上)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十号の二、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無

線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号又は第五十七号の二である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第二項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第二項、第五十六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四号第二号へからチまで、第五十四号第四号イ(6)、第五十四号の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条

線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。)、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十一号の十四(陸上移動局に使用するためのものに限る。)、第十四号、第十四号の二、**第二十号**、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号又は第五十七号の二である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験(設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第二項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第二項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、**第四十九条の七の二第一号イ**、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第二項、第五十六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四号第二号へからチまで、第五十四号第四号イ(6)、第五十四号の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第

の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

一・三 (並)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 (略)

(図略)

注 1 1の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第2条第2項第6号に掲げる無線設備であつて、916.7MHz以上920.9MHz以下又は2,450MHz帯の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。

(1)～(3) (略)

2～7 (略)

8 3の(2)の欄は、次によること。

(1) 25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Gis (絶対利得) で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第20号の2、第49号、第51号又は第52号の2から第54号の3までに掲げる無線設備 (第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)であつて、2以上の空中線を使用する場合には、型式及び構成ごと

五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

一・三 (並)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 (略)

(図略)

注 1 1の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第2条第1項第6号に掲げる無線設備であつて、952MHzを超え956.4MHz以下又は2,450MHz帯の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。

(1)～(3) (同上)

2～7 (略)

8 3の(2)の欄は、次によること。

(1) 25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Gis (絶対利得) で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第20号、第20号の2、第49号、第51号又は第52号の2から第54号の3までに掲げる無線設備 (第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)であつて、2以上の空中線を使用する場合には、型式及び構成ごと

(2) (略)

9～12 (略)

第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセシブシステムの上陸移動局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

様式 (略)

注1～12 (略)

第四 アマチュア局又は150MHz帯、400MHz帯、27MHz帯、900MHz帯若しくは920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(様式 略)

注1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「J3E 430MHzから440MHzまで」のように、900MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「F2D 903.0125MHz、F3E 903.0375MHzから904.9875MHzまで(25kHz間隔 79波)」のように、150MHz帯、400MHz帯又は27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に

(2) (略)

9～12 (略)

第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz帯無線アクセシブシステムの上陸移動局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

様式 (略)

注1～12 (略)

第四 アマチュア局又は150MHz帯、400MHz帯、27MHz帯、900MHz帯若しくは950MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(様式 略)

注1・2 (略)

3 2の(2)の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「J3E 430MHzから440MHzまで」のように、900MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「F2D 903.0125MHz、F3E 903.0375MHzから904.9875MHzまで(25kHz間隔 79波)」のように、150MHz帯、400MHz帯又は27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に

使用する無線設備にあつては、「F2B F2C F2D F3C F3E 400MHz 帯」のように「920.5MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「A1D 920.6MHz から 923.4MHz まで(200kHz 間隔 15 波)」のように記載すること。

4～11 (略)
第五・六 (略)

様式第 7 号 (第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとす。

(様式 略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種類別	記号
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 4 号の 7 に掲げる無線設備	<u>Z T</u>
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる無線設備	<u>A S</u>

使用する無線設備にあつては、「F2B F2C F2D F3C F3E 400MHz 帯」のように、「950MHz 帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「A1D 954.2MHz」のように記載すること。

4～11 (略)
第五・六 (同上)

様式第 7 号 (第 8 条、第 20 条、第 27 条及び第 36 条関係)

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとす。

(同上)

注 1～3 (同上)

4 (同上)

特定無線設備の種類別	記号
(同上)	(同上)
第 2 条第 1 項第 4 号の 7 に掲げる無線設備	<u>W U</u>
(同上)	(同上)
第 2 条第 1 項第 6 号に掲げる無線設備	<u>A</u>

第2条第1項第6号の2に掲げる無線設備	<u>BS</u>
第2条第1項第6号の3に掲げる無線設備	<u>CS</u>
(略)	(略)
第2条第1項第19号の11に掲げる無線設備	FV
第2条第1項第20号の2に掲げる無線設備	VX
(略)	(略)
第2条第1項第62号に掲げる無線設備	CT
<u>第2条第1項第63号に掲げる無線設備</u>	<u>WT</u>
<u>第2条第1項第64号に掲げる無線設備</u>	<u>XT</u>

5 (略)

第2条第1項第6号の2に掲げる無線設備	<u>PV</u>
第2条第1項第6号の3に掲げる無線設備	<u>RV</u>
(同上)	(同上)
第2条第1項第19号の11に掲げる無線設備	FV
<u>第2条第1項第20号に掲げる無線設備</u>	<u>HZ</u>
第2条第1項第20号の2に掲げる無線設備	(同上)
(同上)	(同上)
第2条第1項第62号に掲げる無線設備	(同上)

5 (同上)

附 則

(施行期日)

- この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の次に二号を加える改正規定（同項第六十四号に係る部分に限る。）は、平成二十五年四月一日より施行する。
(経過措置)

- この省令の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間は、設備規則第四十九条の十四第七号又は第八号に規定する無線局であつて、第二条第一項第八号に規定する無線局については、九二六MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限り、技術基準

適合証明又は工事設計認証を行うことができる。